

5 8 畜産経営環境保全対策事業の概要

(単位：千円)

事業名	予算額 (令和6年度)	事業内容
未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業 (令和4年度～令和6年度)	923,601	1 目的 畜産経営の大規模化に伴い、家畜排せつ物の適正処理・利用の重要性が高まる中、農家の高齢化や担い手不足の進展等により作付面積が減少し、堆肥を還元する農地の不足等から、家畜排せつ物の処理・利用が畜産農家の規模拡大のネックとなっている。そのため、畜産バイオマスの利用拡大に向けた取組の支援及び家畜排せつ物の高度処理・利用・流通を推進することで、本県の持続可能な畜産業と地域農業の発展を図る。 2 事業主体 県（一部県畜産協会等へ委託）、協議会等 3 内容 (1)畜産バイオマス利用拡大実証調査事業 高度利用における課題解決に向けた実証調査及び地域における畜産バイオマス利活用検討支援 (2)良質堆肥流通促進事業 広域的な堆肥流通モデル構築支援 (3)家畜排せつ物適正処理・利用促進事業 畜産環境について専門的な知識を有するアドバイザーの育成、環境コンサルタントと連携した農家への堆肥生産技術の指導

注) 予算額は最終予算額です。

5 9 畜産経営環境保全施設に係る融資制度及びリース事業の概要

(令和7年3月末現在)

資金名	貸付対象事業	貸付限度額		貸付利率	償還期限
農業経営基盤強化資金	施設や機械の購入、規模拡大や設備投資等に伴う経営費	個人 3億円(特認6億円)		0.60~1.10%	25年以内 (据置10年以内)
		法人 10億円(特認20億円) [一定の場合30億]		国の無利子化措置の対象となる場合あり	
農業近代化資金	施設や機械等の改良・造成・復旧・取得、規模拡大等に伴う長期運転資金	個人	1,800万円 (特認2億円)	1.10% 認定農業者に対する特例(0.60~0.95%) 県の特例適用要件に該当するものは、無利子化措置の対象となる場合あり	7~20年以内 (据置2~7年以内)
		法人、農業を営む任意団体など	2億円		
		※融資率 80%以内 ただし、 ①認定農業者は100% ②集落営農組織等は3,600万円までは100%			
		共同利用施設	農協等 15億円	1.10%	7~20年以内 (据置2~7年以内)
畜産経営環境調和推進資金	家畜排せつ物の管理の適正化、利用の促進のために必要な施設、機械等の整備	処理高度化施設整備計画に基づく事業 ①、②いずれか低い額 ①自己負担の8割(特認9割) ②個人 3,500万円 (特認1億2,000万円) 法人 7,000万円 (特認4億円) 共同利用施設整備計画に基づく事業 自己負担の8割		(処理高度化)補助 1.10% 非補助 1.10% (共同利用) 1.10%	20年 (据置3年) 賃借料、利用料、法人への出資に係るもの15年 (据置3年)
畜産高度化支援リース事業	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置等	リース(補助無)		0.7% ※下記の者は、0.5% ・認定農業者、認定新規就農者 ・申請額が2百万以上で、過去に借受実績のある者 ・家畜伝染病又は自然災害の発生により深刻な影響を受けた者 ・JGAP認証取得者、農場HACCP認証取得者等 ・女性経営者	法定耐用年数以内で、機械装置別に定める